

運営規程

特定施設入居者生活介護

アンジュカ初石

(事業の目的)

第1条 医療法人社団曙会が設置するサービス付き高齢者向け住宅アンジュカ初石（以下「施設」という。）において実施する指定特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護）事業は、特定施設サービス計画又は介護予防特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話をを行うことにより、入居者（以下「利用者」という。）が当施設において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能及び生活機能の維持又は向上を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定特定施設入居者生活介護の提供にあたり、要介護状態の利用者に対し、入浴、排泄、食事等の介護のその他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行うことにより、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。

指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供にあたって、要支援状態の利用者に対し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話をを行う事により、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 介護は利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行うものとし、漠然かつ画一的なものとならないように配慮して行う。

3 施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

4 施設は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、認知症の状態等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。

5 施設は、利用者の所在する市町村、協力医療機関に加え、他の居宅サービス事業所、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるとともに、常に利用者の家族との連携を図り、その家族との交流等の機会を確保するように努めるものとする。

6 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

7 指定特定入居者生活介護（指定予防特定施設入居者生活介護）の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うように努める。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う施設の名所及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護
アンジュカ初石
- (2) 所在地 千葉県流山市東初石2丁目175番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、従業者及び実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定される指定特定施設入居者生活介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。
- (2) 計画作成者 1名
計画作成者担当者は、利用者又は家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目的、サービス内容等を盛り込んだサービス計画を作成する。
- (3) 相談員 1名 (管理者・計画作成担当者と兼務)
生活相談員は、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行う。
- (4) 看護職員 2名以上
看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じるものとする。
- (5) 介護職員 10名
介護者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。
- (6) 機能訓練指導員 1名
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。
- (7) 事務職員(介護職兼務) 1名
必要な事務を行う。

(指定特定施設入居者生活介護・指定介護予防特定施設入居者生活介護の定員及び居室数)

第5条 施設の利用定員は35名・居室数34室とする。

Aタイプ(19.14㎡)11室、Bタイプ(18.73㎡)13室
Cタイプ(25.52㎡)5室・(25.19㎡)2室・(25.12㎡)2室
Dタイプ(37.75㎡)夫婦部屋 1室

(指定特定施設入居者生活介護・指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容)

第6条 指定特定施設入居者生活介護・指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴(週3回)
- (2) 排泄
- (3) 食事、離床、着がえ、整容等の日常生活上の世話
- (4) 機能訓練
- (5) 健康管理、療養上の世話
- (6) 相談、援助

(利用料等)

第7条 指定特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

3 家賃(月額)

Aタイプ 2階北5室 60,000円・2階西6室 62,000円
Bタイプ 2階東7室 65,000円・2階南6室 67,000円
Cタイプ 1階西5室 90,000円・2階東1室 95,000円
2階東1室 110,000円・2階東2室 100,000円
Dタイプ 2階東1室 130,000円(二人部屋)

4 食事

朝食400円、昼食(おやつ含む)650円、夕食750円

5 他の料金

別紙参照

6 第2項から第5項までの費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対して文章で説明した上で、支払いに同意する文章に署名(記名押印)を受け取るものとする。

(衛生管理等)

第8条 指定特定施設入居者生活介護(指定介護予防特定施設入居者生活介護)を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 指定特定施設入居者生活介護(指定介護予防特定施設入居者生活介護)事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものと

する。また、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとともに、密接な連携を保つものとする。

- 3 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- 4 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 5 施設において、従業員に対して、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続き）

第9条 入居者は、次のような場合に介護専用居室及び一時介護室に入居し、事業の提供を受けることができるものとする。

- 1 利用者の心身の状況により、管理者が当該利用者を一時介護室において介護が必要と判断し、利用者の同意を得た場合。
- 2 その他入居契約書及び重要事項説明書に定める場合。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第10条 居室、共用施設、敷地その他の利用に当たっては、本来の用途に従って、妥当かつ適切に利用するものとする。

（入居に当たっての留意事項）

第11条 入居にあたっては、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従事者の勤務体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文章を交付して説明を行い入居及び指定特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護）の提供に関する契約を文章により締結するものとする。

2 入居申込者又は入居者が入院治療を要する者であること等入居申込者又は入居者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他適切な措置を講じる。

3 入居者の退去に際しては、入居者及び家族の希望、退去後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業所や保健医療、福祉サービス提供者との密接な連携に努める。

（緊急時等における対応方法）

第12条 指定特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護）従業者は、指定特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護）の提供を行っているときに利用者に病状の急変その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあ

らかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じることともに、管理者に報告する。

2 利用者に対する指定特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護）の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する指定特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護）の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第12条の2 事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

2 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。

3 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態に生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業員に周知徹底する体制を整備する。

4 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業員に対する研修を定期的に行う。

5 前4号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

（非常災害対策）

第13条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、協力医療機関等との連携方法や支援体制について定期的に確認を行うものとする。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるように努めるものとする。

（苦情処理）

第14条 指定特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護）の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 本事業は、提供した指定特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護）の提供に関し、法第23条の規定により市町村が行う文章その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは紹介に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 本事業は、提供した指定特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護）に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力すると

（個人情報の保護）

第15条 施設は、利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 施設が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第16条 施設は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待防止のための指針の整備。
- （2）虐待を防止するための定期的な研修。
- （3）担当者の設置。

2 施設は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

3 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

（身体拘束）

第17条 施設は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 施設は身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- （1）施設は、身体拘束等の適正化を図るための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図るものとする。
- （2）身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- （3）介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的の実施する。

(その他運営に関する留意事項)

第 18 条 施設は、全ての特定施設入居者生活介護従業員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等資格を有する者その他これらに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

施設は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 4 回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約内容とする。

4 施設は、特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護）に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低 5 年間は保存する。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団曙会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 19 条 施設は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護）の提供を継続的に実施するため又非常時の体勢で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

附則

この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 1 月 16 日から施行する。